

地方独立行政法人奈良県立病院機構の各事業年度の
業務の実績に関する評価に係る実施要領

知事が行う地方独立行政法人奈良県立病院機構（以下「法人」という。）の各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

1 評価方針

年度評価は、次に掲げる方針により行う。

- （１）病院運営の自主性・自律性に配慮しつつ、法人の継続的な質的向上に資する。
- （２）中期計画に定めた項目ごとの各年度における具体的な実施状況について調査・分析し、進捗状況等の達成度、達成に至るプロセスを踏まえた業務全体を評価することにより、業務運営の改善、充実に資する。
- （３）評価の過程を通じて、法人の業務達成に向けての取組、進捗状況を明確にすることにより、県民への説明責任を果たす。
- （４）中期目標策定後に情勢の変化等に伴う新しい事態が発生した場合は、その内容を考慮して、評価を行う。

2 評価方法

各事業年度の評価は、法人が作成する事業年度終了時の業務実績報告書（以下「業務実績報告書」という。）に基づき、当該年度における中期計画及び年度計画の進捗状況を確認するために各取組項目の評価（以下「項目別評価」という。）を行うとともに、法人の業務の実績全体について総合的な評価（以下「全体評価」という。）を行うことにより実施する。業務実績報告書の様式は、別に定める。

（１）法人による自己評価

法人は、業務実績報告書において年度計画の記載事項ごとに次の４種類によりその進行状況を示すとともに、そのように判断した理由を記載する。

- S 年度計画を上回って実施している
- A 年度計画を十分に実施している（達成度が概ね９０％以上）
- B 年度計画を十分には実施していない（達成度が概ね６０％以上９０％未満）
- C 年度計画を大幅に下回っている、又は年度計画を実施していない（達成度が概ね６０％未満）

（２）知事による評価

ア 中項目評価

法人の業務実績や法人による自己評価及び目標の達成状況、前年度実績との比較などを総合的に検証し、中項目ごとの進捗状況について、法人による自己評価と同様にＳ～Ｃの４段階による評定を行う。また、知事による評価と法人による自己評価が異なる場合は、その判断理由等を記載する。その他、特筆すべき点など必要に応じて、コメントを付す。

イ 大項目評価

業務実績報告書の検証及び中項目評価の結果、特記事項の記載内容などを考慮し、大項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、項目別に進捗状況・成果を次の５段階により評価を行う。また、各項目において、当該年度の注目される取組及び課題を列挙する。

- V 中期目標・中期計画の達成に向けて特筆すべき進行状況にある
- IV 中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる
- III 中期目標・中期計画の達成に向けて概ね順調に進んでいる
- II 中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている
- I 中期目標・中期計画の達成のためには重大な改善事項がある

ウ 全体評価

全体評価は、中項目、大項目評価及び法人による自己評価を踏まえつつ、法人の中期計画の進捗状況全体について、記述式により評価を行う。

その際、理事長のリーダーシップの下、機動的・戦略的な運営を目指した取り組み、県民に対する説明責任を重視した社会に開かれた運営を目指した取り組み及び病院機能等の質の向上に向けた特色ある取り組み等について積極的に評価する。

3 年度評価の進め方

評価のスケジュールについては、原則として次のとおりとする。

- ①法人は、６月末までに業務実績報告書を知事に提出する。
- ②７月～８月に年度評価を検討するとともに、評価委員会の意見を聴く。
- ③９月初めに年度評価を決定する。
- ④９月末までに年度評価の結果を公表する。